

# 鹿児島県豚熱(CSF) 防疫対策マニュアル (本編)



令和 2 年 4 月

鹿児島県農政部畜産課



## 内容

はじめに .....	1
第1 防疫措置の基本方針 .....	2
第2 防疫措置の概要 .....	3
1 発生段階別の対応 .....	3
2 C S F 防疫措置フロー .....	5
3 防疫体制の概要 .....	6
4 C S F 対策のための県の役割 .....	9
5 C S F 対策のための市町村の役割 .....	11
6 C S F 対策のための農業団体等の役割 .....	12
7 C S F 対策のための豚等の所有者の役割 .....	13
第3 浸潤状況調査及び野生いのしし対策 .....	15
1 浸潤状況を確認するための調査 .....	15
2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布 .....	16
3 予防的ワクチン（法第6条） .....	17
第4 異常豚の届出から病性鑑定までの措置 .....	28
1 異常豚の早期発見 .....	28
2 通報（届出） .....	29
3 通報を受けた家保等の措置 .....	30
4 農場への病性鑑定立入検査 .....	32
5 本病を否定できない場合 .....	33
6 陽性判定時に備えた準備 .....	36
7 浸潤状況を確認するための調査でC S F ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応 .....	41
8 病性鑑定材料の送付 .....	42
9 緊急防疫措置（農場における措置） .....	44
10 その他 .....	44
第5 病性等の判定 .....	46
1 病性の判定方法 .....	46
2 患畜及び疑似患畜 .....	47
第6 患畜又は疑似患畜決定後の作業 .....	49
1 関係機関等の連携及び対策本部の設置・開催 .....	49
2 関係者への連絡 .....	49
3 報道機関への公表等 .....	50
4 防疫措置に必要な人員の確保 .....	51
第7 発生農場等における防疫措置 .....	52
1 発生農場での防疫措置概要図 .....	52
2 発生農場における殺処分開始までの防疫措置 .....	52

3	発生農場での防疫措置に関する事項	54
4	防疫措置従事者の行程等	58
5	集合基地での作業（防疫措置開始前）	59
6	仮設基地での作業（防疫措置開始前）	61
7	発生農場での作業	64
8	埋却場所での作業	69
9	発生農場からのウイルス散逸防止	76
10	防疫措置後の留意事項	82
11	健康管理・対策	82
12	仮設基地内での作業（防疫措置終了後）	83
13	集合基地内での作業（防疫措置終了後）	84
14	評価（豚等，飼料，薬品等）	86
15	防疫措置の一例（肥育豚 2,000 頭）	88
第 8	通行の制限又は遮断（法第 15 条）	97
1	通行の制限又は遮断	97
第 9	移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）	97
1	制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域）の設定	98
2	制限区域内の家畜の所有者等への周知	101
3	制限区域の変更	102
4	制限区域の解除	103
5	制限の対象	103
第 10	家畜集合施設の開催等の制限（法第 33 条，第 34 条）	110
1	移動制限区域内の制限	110
2	搬出制限区域内の制限	110
3	と畜場の再開	110
第 11	消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2 等）	113
1	消毒ポイントの概要	113
2	消毒ポイントの選定	115
3	消毒ポイントの設置，運営	117
4	消毒ポイントの作業（通常運営時）	118
第 12	ウイルスの浸潤状況の確認	121
1	疫学調査	121
2	移動制限区域内の周辺農場の検査	125
3	疫学関連家畜又は移動制限区域内の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応	127
4	検査員の遵守事項	127
第 13	緊急ワクチン（法第 31 条）	128
1	緊急ワクチン接種の実施の判断	128

2	緊急ワクチン接種の実施手順等 .....	128
第 14	消毒 .....	129
1	法第 9 条又は 30 条による消毒及びねずみ駆除 .....	129
第 15	豚等の再導入 .....	130
1	再導入に際しての立入検査等 .....	130
2	ワクチン非接種区域における豚等の再導入 .....	130
3	ワクチン接種区域における豚等の再導入 .....	131
第 16	発生の原因究明 .....	132
1	野生動物における感染確認検査に関する事項 .....	132
第 17	終息 .....	133
1	終息 .....	133
第 18	県民の不安解消及び風評被害対策 .....	134
1	情報提供 .....	134
2	相談窓口の設置 .....	134
3	消費者及び豚肉取引業者等への対応 .....	134
4	イベント等の開催 .....	134
5	メンタルヘルス対策 .....	134
6	公共施設等における消毒マット等の設置 .....	135
第 19	離島における対応 .....	136
1	管轄 .....	136
2	通報（届出） .....	137
3	組織体制（現地対策本部） .....	137
4	動員体制 .....	138
5	農場への病性鑑定立入検査 .....	140
6	疑い事例等の関係機関への連絡体制 .....	140
7	病性鑑定材料の送付 .....	141
8	病性鑑定材料送付後の作業 .....	142
9	防疫資材、機材の準備 .....	142
10	制限区域の設定 .....	143
11	消毒ポイント予定地の選定及び人員確保 .....	144
12	病性決定時の連絡体制 .....	145

※ 本文中における「国指針第〇の〇」, 「国留意事項〇」等の表示は, 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 2 月 5 日 農林水産大臣公表）」及び「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項（令和 2 年 3 月 6 日付け元消安第 5707 号農林水産省消費・安全局長通知）」の該当箇所を示す。

## はじめに

- 1 CSFは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 我が国においては、かつて、CSFは全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（OIE）の規約に定めるCSF清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。
- 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年振りにCSFが発生し、令和2年3月12日現在、岐阜県、愛知県など1府9県の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場において58例の発生が確認されており、令和元年10月25日から予防的ワクチン接種が開始された。また、野生いのししにもCSFウイルスが浸潤し、感染地域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。
- 4 野生いのししにおける感染拡大については、「CSFの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大CSF疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。
- 5 また、CSFの豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、上述の中間取りまとめにおいてもCSFの推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚熱（ASF）のアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。
- 6 さらに、中間取りまとめでは、豚等から分離されたCSFウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことから、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にCSFウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者がいるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

## 第1 防疫措置の基本方針

- 1 CSF（以下、「本病」という。）の防疫措置の基本は、第1に各農場等へのCSFウイルスの侵入を防止すること（「発生の予防」）、第2に本病を否定できない豚等の早期発見と早期通報をすること（「早期発見及び早期通報」）、第3に発生した際の迅速かつ的確な初動防疫及びまん延防止措置の実施によりウイルス拡散防止を図ること（「迅速かつ的確な初動防疫」）である。
- 2 これら一連の防疫措置を確実に実施できるよう、平常時から、県、市町村及び関係団体並びに豚等の所有者が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築しておく必要がある。このため本マニュアルでは、県内各者の役割と取り組むべき事項を明確に定めることとする。
- 3 本病の防疫措置については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年2月5日農林水産大臣公表。以下「国の指針」という。）、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について」（令和2年2月5日付け元消安第5021号農林水産省消費・安全局長通知。最終改正令和2年3月6日）、「家畜伝染病予防法施行細則」（昭和26年8月25日鹿児島県規則第83号）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施するものとする。

## 第2 防疫措置の概要

### 1 発生段階別の対応

#### (1) レベル1 近隣諸国での発生時

近隣諸国（東アジア地域）で発生している状況。

発生状況を把握し、国内への侵入防止対策を行う。また、国内発生に備え、県内で豚等を飼養する農場等の情報を整備するとともに、市町村や関係団体等と一体となった防疫体制作り（防疫演習の実施、防疫措置従事者のリスト作成、防疫資材の備蓄等）を行う。

#### (2) レベル2 国内（隣接県（熊本県・宮崎県・沖縄県）及び本県を除く。）での発生時 国内（隣接県及び本県を除く。）で発生した状況。

県内への本病の侵入を防止するため、連絡体制の強化や疫学関連家畜を飼養する農場の調査等の監視及び防疫体制を強化する。

#### (3) レベル3 隣接県での発生時

隣接県で発生し、豚等の移動や畜産関係車両の移動等による県内へのウイルスの侵入が危ぶまれる状況。

必要に応じて消毒ポイントの設置等を行い、隣接県からの侵入を防止する。また、疫学関連家畜を飼養する農場等について、臨床検査により速やかに第4の1に掲げる症状（特定症状）が認められる豚等（以下「異常豚」という。）の有無の確認を行う。

#### (4) レベル4 本県での発生時

本マニュアル等で対応し、速やかに殺処分・埋却等の防疫措置を行い、本病の感染拡大を防ぐ。



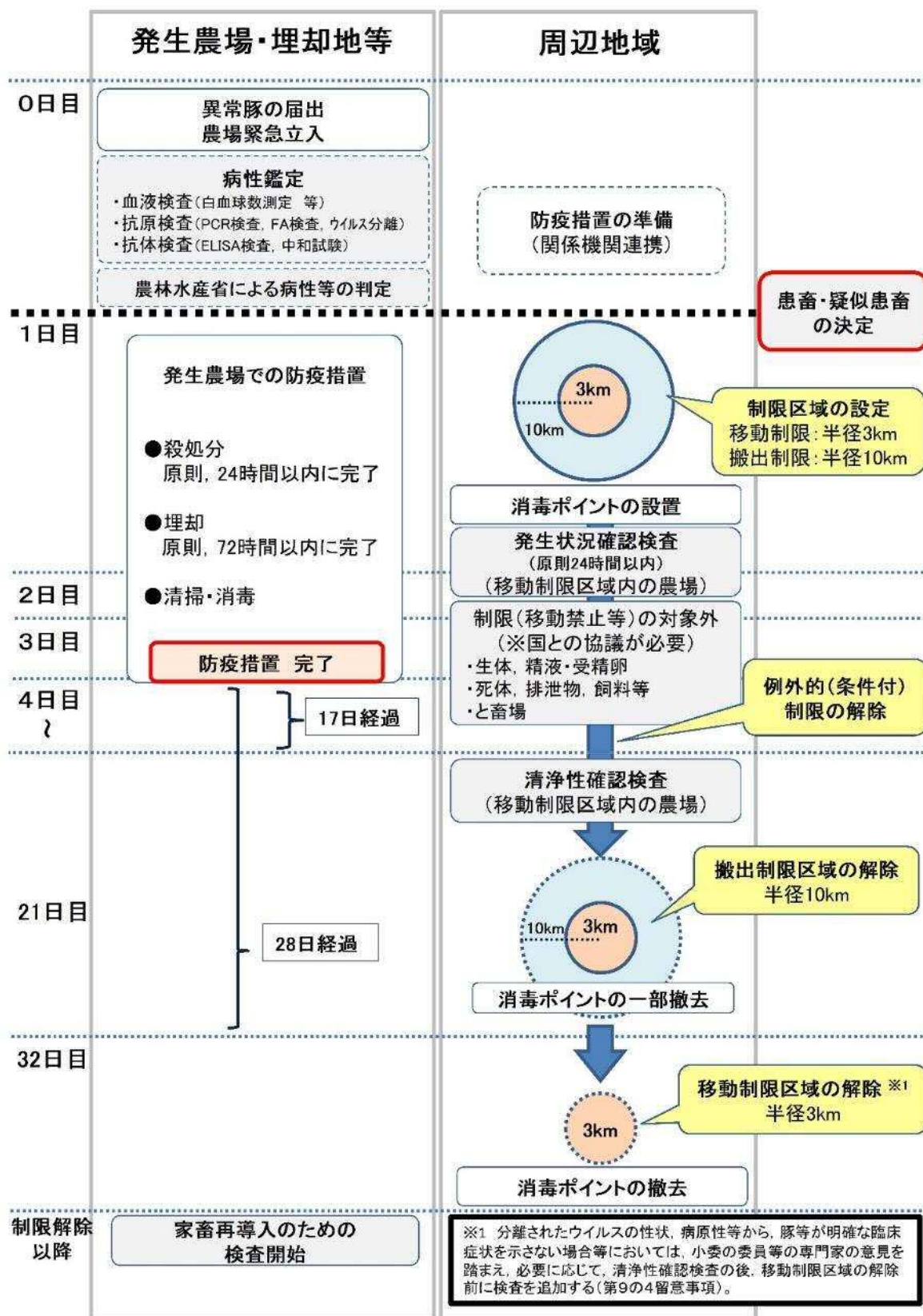
## 発生段階別の対応

対応	レベル				実施機関					
	1 近隣諸国での発生	2 国内での発生	3 隣接県での発生	4 本県での発生	県畜産課	家畜保健衛生所	振興局・支庁	市町村	農業協同組合	農業共済組合等
監視体制の強化										
(ア) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理の指導	○	○	○	○	○	○				
(イ) 豚等の所有者等に対する速やかな情報収集・提供	○	○	○	○	○	○				
(ウ) 異常豚の早期通報の指導	○	○	○	○	○	○				
(エ) 疫学関連情報の整備、疫学関連家畜を飼養する農場の調査	○	○	○	○	○	○	△	▲	▲	▲
(オ) 県民への情報提供	△	○	○	○	○					
防疫体制の強化										
(ア) 発生に備えた防疫資材の確認・確保	○	○	○	○	○	○	○			
(イ) 発生時の人員確保	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲
(ウ) 農場や埋却地等の情報の把握	○	○	○	○	○	○	▲	○		
(エ) 検体輸送手段の整備	○	○	○	○	○	○				
(オ) 空港等の水際対策		○	○	○	○					
(カ) 県境における消毒ポイント設置			○	○	○	○	○	▲	▲	▲
(キ) 移動・搬出制限区域における消毒ポイント設置			○	○	○	○	○	▲	▲	▲
(ク) 発生を想定した防疫演習の実施	○	○			○	○	▲	▲	▲	▲
(ケ) 対策本部の設置			○	○	○	○	○	△	▲	▲
(コ) 移動・搬出制限区域内の異常豚の確認			○	○	○	○		○	▲	▲
防疫措置の実施										
(ア) 殺処分・埋却等				○	○	○	○	○	○	▲

※発生時の詳細な役割分担については、3の(3)を参照(p8)

○：主体  
△：状況に応じて  
▲：参加・協力

## 2 CSF防疫措置フロー



### 3 防疫体制の概要

#### (1) 組織体制 [様式・資料編 p91～95]

#### 本病に対する本県の防疫体制



(2) 発生地における情報連絡体系フロー



(3) 各防疫措置の役割分担 (関係機関・団体別)

作業内容		県	家保※1	振興局・支庁	市町村	農協※2	共済※3	獣医師	その他
検査結果の連絡(連絡網)		◎	◎	○	◎	○	○	○	○
対策本部設置(県, 現地)		◎	◎	○	○	○	○	○	○
発生に関する広報		◎		○	◎				
防疫作業日程調整		◎	◎	○	○	○	○		
発生農場の情報収集・整理			◎	○	○	○	○	○	
防疫措置従事者の動員		◎	◎	◎	◎	○	○	○	
防疫資材の確保		○	◎	◎	○				
殺処分方法の検討・決定		◎	◎						
防疫措置従事者の健康相談		◎		◎					
発生農場防疫措置	殺処分家畜・物品の評価	○	◎		○	○			
	殺処分		◎				○	○	
	殺処分補助(保定, 運搬等)			◎	◎	○	○	○	○
	埋却作業		◎	○	○	○	○	○	○
	農場・周辺の消毒		◎	○	○	○	○	○	
	水源・電力の確保				◎				
埋却地関係	候補地の選定	◎	◎	○	◎				◎(国)
	必要面積の算出		◎	○	○				
	候補地の事前調査	○	◎	◎	◎				
	重機の確保	○	◎		○				
制限区域関係	移動・搬出制限区域の選定・設定	◎	◎	○	○				
	制限区域の広報	◎		○	◎				
通行制限	道路使用の調整		◎		◎				◎(警察)
	交通規制標示		◎		○				
	制限内容の広報	◎			◎				
集合施設関係	集合施設の選定・確保		○		◎				
	集合施設の管理・運営		◎	○	◎				
	作業員の移送方法の検討		○	○	◎				
発生状況確認検査 清浄性確認検査	対象農場の確認	◎	◎	○	○	○			
	ルート等計画策定	◎	◎		○	○	○		
	獣医師の派遣		◎				○	○	
	案内員の派遣				◎	◎			
周辺住民への対応	周辺住民への調整等		○	○	◎				
消毒ポイント関係	候補地の調査・選定	○	◎	◎	◎				
	消毒ポイント管理・運営		○	◎					
	消毒作業人員派遣	○	○	◎	○	○	○		○
	道路使用の調整			◎	◎				
追跡調査	疫学関連農場・施設の疫学調査	◎	◎		○	○			
	疫学関連農場・施設の立入検査		◎		○	○	○	○	
事前準備	防疫演習の開催による情報共有	◎	◎	○	○	○	○	○	○
	緊急連絡網の整備	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
	埋却候補地の確保	◎	◎		◎				◎(国)
	農場リスト, 防疫マップの整備	◎	◎		○				

※1: 家畜保健衛生所, ※2: 農業協同組合, ※3: 農業共済組合

◎: 主体となり活動 ○: 協力

## 4 CSF対策のための県の役割

### (1) 監視体制の強化

#### 国留意事項1

#### ア 豚等の所有者に対する飼養衛生管理の指導（レベル1～4）

(ア) 家畜防疫員は、本病の発生を予防するため、原則として毎年、各農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく指導及び助言を行う。

(イ) 再三にわたり（ア）の指導及び助言を受けたにもかかわらず、それに従わない豚等の所有者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。

(ウ) 食品残さ等を給与している農場については、定期的な処理状況の調査・指導を行う。

(エ) 発生国で使用された畜産関係資材等の利用は控えるよう指導する。

(オ) 外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知・指導を行う。

#### イ 速やかな情報収集・提供（レベル1～4）

(ア) 県農政部畜産課（以下「県畜産課」という。）及び家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、近隣諸国や国内での発生状況について情報を収集・整理する。

(イ) その情報を会議等において畜産関係者に説明し、注意を怠らないように指導するとともに、状況に応じてファクシミリ等により情報提供する。

※ 畜産・家畜衛生情報メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」

<http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html> [様式・資料編 p136]

(ウ) 特に大規模所有者（豚及びいのししにあっては3,000頭以上の家畜の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況について定期的な報告をさせる等、十分な指導を行う。

#### ウ 異常豚の早期通報の指導（レベル1～4）

家保は、豚等の所有者に対して、豚等の健康状態を把握し、異常豚が認められた場合には速やかに獣医師又は家保に通報するように指導する。

#### エ 疫学関連農場の調査（レベル2～4）

県畜産課は、発生農場に関する情報を収集し、疫学関連農場の情報を家保に提供する。家保は、その情報に基づき、疫学関連農場について、所在地や連絡先等の情報を整理し、状況に応じて電話での聞き取り調査や立入・臨床検査等を行い、異常豚の有無を確認する。

#### オ 県民への情報提供（レベル1～4）

県畜産課は、発生県や発生地域へ旅行等をする県民に対して、本病の発生状況を周知するとともに、ウイルスの侵入防止に努めるよう県ホームページやチラシ等を用いて啓発する。

### (2) 防疫体制の強化

#### ア 発生に備えた防疫資材の確認・確保（レベル1～4）

(ア) 家保は、平時から疑い事例や本病発生に備え、検査材料を採材するための資材、消毒ポイント及び殺処分に必要な防疫資材等を確保し、非常時に速やかに対応できるようにする。

(イ) 一定の飼養規模での発生を想定し、鹿児島中央家保などに必要な資材を備蓄する。

(ウ) 使用期限のある資材については、定期的に更新する体制を整えておく。

(エ) 想定規模を超える発生により資材が不足する場合や、備蓄に不向きな資材を速やかに確保するため、緊急に調達可能な業者のリストを作成し、連絡方法についても確認しておく。

#### イ 発生時の人員確保（レベル1～4）

(ア) 家保は、消毒ポイントや殺処分等について人員の確保が必要であることを地域振興局・支庁、市町村及び関係団体に説明し、その協力が得られるようにしておく。

(イ) 県畜産課は、本庁及び各地域振興局等の関係部局に対して、あらかじめ各所属において健康状態を審査した上、防疫措置に従事可能な者のリストを作成しておく。

(ウ) 協力を依頼された組織はその人員について、あらかじめリストの作成等の準備をしておく。

(エ) 県のみで、発生農場における防疫措置等を実施することが困難な場合には、初動における獣医師の確保に努め、国の職員や他の都道府県からの家畜防疫員及び自衛隊の派遣要請の実施について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議する。

(オ) 自衛隊の派遣について、農林水産省との協議が整った場合には、「CSF及びASF防疫対策時の自衛隊災害派遣対応要領」に基づき、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

#### ウ 農場や埋却地等の情報の把握（レベル1～4）

家保は、管内の農場の位置、畜種や飼養頭数、埋却地等の情報について、防疫マップ等のシステムを用いて管理する。また、県や市町村が所有する埋却候補地についても、その位置や埋却可能頭数等の情報を把握しておく。

#### エ 検体輸送手段の整備（レベル1～4）

家保は、あらかじめ航空会社に検査用の検体を送ることについて説明し、必要な書類等について把握しておく。

#### オ 空港等の水際対策（レベル1～4）

県畜産課は、県内へのウイルスの侵入を防ぐために、県民に発生地域についての情報を周知し、畜産関係施設への訪問に注意を払うとともに、空港や港湾の管理者に消毒マットの設置など防疫体制強化の協力を依頼する。また、本病の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対しても、出入口での消毒等を行うよう要請する。

#### カ 県境における消毒ポイント設置（レベル3，4）

県畜産課は、隣接県で発生した場合には、本県との交通の状況等を踏まえ、必要に応じて県境に消毒ポイントを設置し、発生地域を経由する幹線道路や畜産関係車両の交通の多い道路等についても、必要に応じて、各関係機関と協力して消毒ポイントを設置するなど、CSFウイルスの侵入を防ぐ。また、本県で発生した場合も、隣接県

への影響を考慮しながら、これに準じる。

キ 移動制限及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）境界等における消毒ポイント設置（レベル3，4）

県は制限区域境界等に消毒ポイントを設置し，CSFウイルスの侵入及び拡散を防ぐ。

ク 発生を想定した防疫演習の実施（レベル1，2）

県畜産課は，県の機関や民間団体等に対して防疫演習を行い，本病発生時に迅速に行動できるように訓練しておく。

ケ 対策本部の設置（レベル3，4）

県畜産課及び家保は，状況に応じて対策本部を設置し，消毒ポイントの設置等の防疫対策について指示し，各方面に協力を依頼する。

コ 制限区域内の異常豚の確認（レベル3，4）

県畜産課は，制限区域内の農場を特定し，家保は，立入・臨床検査により異常豚の有無を確認する。

### （3）防疫措置の実施

ア 殺処分，埋却等（レベル4）

発生農場における殺処分，埋却及び消毒等については，本マニュアル等に従って，県・市町村・関係団体が一丸となって，迅速かつ的確に実施する。

## 5 CSF対策のための市町村の役割

市町村は，県が行う豚等の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力するとともに，豚等の所有者が行う発生予防の取組に対し支援を行う。また，発生時には県が行う具体的な防疫措置に協力する。

### （1）事前検討事項

ア 市町村対策本部を設置する場合の時期，構成等

イ 所属職員のうち防疫措置（殺処分・埋却・消毒等）に従事可能な者の確保及び派遣方法等

ウ 埋却場所の候補地のリスト化及び地域住民への説明方法

エ 市町村道の通行遮断等の対応

オ 車両等の消毒ポイント等（水及び電源の確保）

カ 防疫措置従事者の集合場所の選定

キ 市町村民への情報提供の方法，相談窓口の設置

### （2）隣接県において本病が確認された場合

ア 県内発生時に備えた市町村対策本部の設置の検討

県境地域で制限区域が設定された場合には直ちに設置

イ 県内発生時に備えた現地防疫措置（動員，消毒ポイント・集合場所等の設定）の準備

ウ 県内への侵入防止のための消毒に対する協力

エ 市町村民への情報提供



- (3) 管内において異常豚が発見された場合
  - 県から本病を疑う異常豚を発見した旨の通報があった場合  
(明確なCSFの症状の場合は、(4)と同様の措置へ)
  - ア 市町村対策本部の設置の準備  
(混乱を招かないように、情報は慎重に取り扱う)
  - イ 防疫措置の準備
    - (ア) 防疫措置従事者の確認
    - (イ) 埋却場所の選定
    - (ウ) 防疫措置従事者の集合施設(体育館・公民館等)の選定・準備
    - (エ) 通行遮断時の代替道路の検討、周知の準備等
    - (オ) 制限区域設定の準備
    - (カ) 消毒ポイントの選定・準備
- (4) 管内において患畜又は疑似患畜と決定した場合
  - ア 市町村対策本部の設置
  - イ 埋却場所の選定及び周辺住民への説明
  - ウ 発生地周辺の通行遮断(県への報告、住民への説明)
  - エ 防疫措置従事者の確保
    - (ア) 豚等の評価
    - (イ) 豚等の保定、移動、運搬等
    - (ウ) 畜舎等の消毒等
  - オ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
  - カ 防疫措置従事者の集合場所の提供(体育館・公民館等)及びその場所の補助業務
  - キ 制限区域にかかる内容の周知・指導
  - ク 発生状況確認検査への協力(集合場所、巡回車両、案内人の確保)
  - ケ 清浄性確認検査への協力(集合場所、巡回車両、案内人の確保)
  - コ 市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置(風評被害対策を含む。)

## 6 CSF対策のための農業団体等の役割

農業団体等は、県が行う豚等の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力し、豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。また、発生時には、県が行う具体的な防疫措置に協力する。

- (1) 事前検討事項
  - 本病を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や豚等の健康観察等について豚等の所有者の指導及び支援を行う。
  - ア 管内で発生した場合に備えて検討する事項
    - (ア) 豚等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
    - (イ) 所属職員のうち防疫措置(殺処分・埋却・消毒等)に従事可能な者の確保及び派遣方法
    - (ウ) 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置

- イ 管轄外の市町村で発生した場合に備えて検討する事項
  - (ア) 豚等, 畜産物, 飼料, 畜産関係資材等の移動状況の把握
  - (イ) 防疫措置への派遣協力
  - (ウ) 団体構成員への情報提供の方法, 相談窓口の設置
- (2) 隣接県において本病が確認された場合
  - ア 県内発生時に備えた防疫措置への協力準備
    - (ア) 消毒, 埋却等を補助する防疫措置従事者の確認
    - (イ) 防疫措置に必要な資材の準備
  - イ 県内への侵入を防止するための消毒に対する協力・実施
  - ウ 豚等, 畜産物, 飼料, 畜産関係資材の移動状況調査への協力
  - エ 団体構成員への情報提供
- (3) 管内において異常豚が発見された場合
  - ア 患畜又は疑似患畜の決定時に備えた防疫措置への協力準備 ((2) のアに準じる。)
  - イ 豚等, 畜産物, 飼料, 畜産関係資材等の移動状況調査への協力
  - ウ 団体構成員, 関係事業者への情報提供 (混乱を招かないように, 情報は慎重に取り扱うこと。)
- (4) 管内において患畜又は疑似患畜と決定した場合
  - ア 家畜防疫員による殺処分, 埋却及び消毒等に対する補助業務を行う防疫措置従事者の確保
  - イ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
  - ウ 豚等, 畜産物, 飼料, 畜産関係資材等の移動の自粛又は制限
  - エ 団体構成員, 関係事業者への情報提供, 相談窓口の設置 (風評被害対策を含む。)

## 7 CSF対策のための豚等の所有者の役割

- (1) 豚等の所有者は, 毎年, 法及び家畜伝染病予防法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 35 号, 以下「規則」という。) の定めるところにより, その飼養している家畜の頭数及び飼養にかかる衛生管理の状況に関し, 県知事に報告しなければならない。
- (2) 法に定める「飼養衛生管理基準」に基づき次の衛生管理を行う。
  - ア パンフレットなどにより, 本病についての知識を習得するとともに, 県や農林水産省のウェブサイト等で発生情報等を随時確認する。
  - イ 衛生管理区域を定め, 部外者の立入制限, 立入車両の消毒, 立入者の手指・靴の消毒及び立入者に関する記録を保管する。
  - ウ 衛生管理区域を定期的に清掃・消毒する。
  - エ 衛生管理区域に防護柵を設置するなど, 野生いのししの侵入防止に努めるとともに, 防鳥ネット等を設置し, 畜舎への野鳥等の野生動物の侵入防止に努める。
  - オ 豚等の死体及び排せつ物等は適正に保管し, それらを農場から移動する場合には漏出防止に努める。
  - カ 適正な密度で豚等を飼養する。
  - キ 異常豚を発見した場合は, 直ちに獣医師又は家保に通報する。

ク 埋却地を確保する。

ケ 大規模所有者（4の（1）のイの（ウ））は、担当の獣医師を定めるとともに、特定症状〔本編 p28, 様式・資料編 p79～80〕を確認した場合の家保への通報ルールを定めて、従業員に周知する。

※ 飼養衛生管理基準チェック表〔様式・資料編 p1～15〕によって随時遵守状況を確認し、不備項目については改善に努める。

### （3）その他

発生時においては、遺伝的に重要な種豚等を含め、個別の特例的な扱いは一切行わない。このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵等による遺伝資源の保存、種畜の分散配置、導入元を複数にするなどにより、日頃からリスク分散を図る。

## 飼養衛生管理基準の遵守



### 第3 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

#### 1 浸潤状況を確認するための調査

##### (1) 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

家保は、原則として年1回、法第51条第1項の規定に基づき、管内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、本病には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により異常豚の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

##### (2) 抗体保有状況調査

県畜産課は、県内の農場数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数以上の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

#### 【留意事項】抗体保有状況調査

#### 国留意事項4

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査農場数などを計画し、定期的に調査を実施する。

- 1 調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。
- 2 調査対象となる農場戸数は、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数について、次に掲げる表により抽出された戸数を参考に、年間の調査対象農場数を決定する。

県内農場戸数	抽出戸数
1～18戸	全戸
19～25戸	19戸
26～34戸	26戸
35～49戸	35戸
50～100戸	45戸
101戸以上	55戸

- 3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家保が管轄する区域内的の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家保ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各豚舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭未満の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。
- 4 採血する際は、後日、採血した個体が識別できるように、当該豚等をスプレーでマークする等の措置を講じる。
- 5 なお、種豚の抗体保有状況調査において、種畜検査が実施される豚については、当該種畜検査で実施された抗体検査の結果に代えても差し支えない。

(3) 病性鑑定材料を用いた調査

鹿児島中央家保病性鑑定課は、原則として、家保における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、CSFの抗原検査及び血清抗体検査並びにASFの抗原検査を実施する。

検査方法は以下のとおりとし、実施に当たっては、国の指針別紙1「豚熱の診断マニュアル」(以下、「豚熱の診断マニュアル」という。)を参考とする。

ア 抗原検査

PCR検査、蛍光抗体法及びウイルス分離

イ 血清抗体検査

エライザ法又は中和試験

(4) 野生いのししの調査

家保は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、野生いのししから検体を収集し、CSF及びASFウイルスの有無を調査する。

野生いのししのCSF検査に用いる検体及び方法は以下のとおりとする。

ア 原則として、捕獲いのししの場合は血清、死亡いのししの場合は血清(血液を採取できた場合に限る。)、脾臓、腎臓又は扁桃を用いてPCR検査を実施する。また、血液が採取できた場合は、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、「豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

(5) 調査結果の報告

県畜産課は、(1)から(4)までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、CSF又はASFウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

(6) (1)から(4)までの調査等を行う調査員の遵守事項

ア (1)から(3)までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

(ア) 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

(イ) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

(ウ) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第5の1の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

イ (4)の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

(ア) 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。

(イ) 入山後に、使用した靴は洗淨・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。

(ウ) 帰宅後は、入浴して体を十分に洗うこと。

## 2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布

第3の1の(4)の調査の結果を踏まえ、国及び県は、野生いのししの捕獲の強化を推進するとともに、国は、経口ワクチンの散布を含む野生いのしし対策の有効性評価に

基づき、野生いのししの感染拡大時の経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、決定する。

散布を決定した際には、動物衛生課は、経口ワクチンの散布を計画的かつ効果的に実施するため、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、散布に当たり「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」を策定する。また、県は、当該指針を踏まえ、散布を実施する。

### 3 予防的ワクチン（法第6条）

#### （1）予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

ア CSFのワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

イ 農林水産省は、野生いのししにおけるCSF感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。

ウ 国及び県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

#### （2）接種区域

##### ア ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家等の意見を踏まえ、（ア）野生いのししにおけるCSF感染状況、（イ）農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）を考慮し、CSFウイルスに感染した野生いのしし（以下「CSF感染いのしし」という。）から豚等へのCSF感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

また、第3の3の（2）のアのワクチン接種推奨地域を設定した場合は、県宛て別途通知される。

なお、第3の3の（2）のイにより、ワクチン接種推奨地域の見直しを行った際も、同様とする。

##### イ 県におけるワクチン接種プログラムの作成

本県がワクチン接種推奨地域に設定された場合であって、かつ、飼養衛生管理の徹底を図ってもなおCSF感染いのししから豚等へのCSFの感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

（ア）接種命令を実施する区域（以下「接種区域」という。）の範囲及び当該接種区域の

### 設定の考え方

- (イ) 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期
- (ウ) 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み
- (エ) 接種区域内における農場の接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）
- (オ) 法第7条に基づく標識の方法
- (カ) 接種農場の出荷先となると畜場
- (キ) ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
- (ク) 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制
- (ケ) その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

### 【留意事項】県におけるワクチン接種プログラムの作成

### 国留意事項 10

県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて国の指針別記様式1〔様式・資料編p16～22〕により作成する。また、当該プログラムは少なくとも半年ごとに更新する。

#### 1 接種命令の対象とする区域の範囲及び当該区域の設定の考え方

法第6条の命令の対象となる区域は、国の指針第3-3のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するよう設定し、野生いのししの感染が認められる県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養場所の密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

#### 2 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

初回接種終了予定時期は、県内の接種対象区域のすべての農場で1回目の接種が終了する予定時期とする。

#### 3 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込みは、ワクチン接種プログラムの開始年にあつては、プログラム開始時から年度末まで、それ以降の年は年度当初から年度末までの接種見込み頭数及び必要となるワクチンの数量を1か月ごとに見積もることとする。

#### 4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）

接種対象区域におけるワクチン接種の進め方については、農場毎の接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量に従い計画的に実施するものとする。また、従事する家畜防疫員の人数については、県内及び他県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。

#### 5 法第7条に基づく標識の方法

接種豚については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から移動する際には、法第7条及び規則第13条に基づき、英字の「V」を接種豚の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。また、接種対象区域以外の農場等で当該標識を付した豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家保に連絡し、連絡を受けた家保は、当該豚等の導入の経緯等を確認するとともに、

国の指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として当該豚等を監視対象として対応する。

6 接種農場の出荷先となると畜場

法第6条の命令の対象の区域を定めるに当たっては、県は予め、当該区域内における飼養頭数、飼養農場の豚の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、県は、と畜場の所在する都道府県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

7 ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

予防的ワクチン接種を行う場合は、ワクチン接種に係る正確な情報提供を行うこととし、生産者団体等へのワクチン接種に関する説明会の実施、県のウェブサイトの活用、パンフレットの作成・配布、県の広報誌の活用等について明示する。また、生産者や獣医師に対し、説明会等を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について説明し、接種後に必要となる措置について明示する。

8 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

接種区域における遵守事項の実施の担保する体制については、家畜防疫員がワクチン接種の際に確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の内容等について明示する。

9 その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

ワクチン接種に当たり講じる措置の内容として、国の指針第3-3の6(1)のワクチン接種の有効性等の確認、その他講じる措置について明示するものとする。

ウ 農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

エ 県知事による接種区域の設定

(ア) 県知事は、ウにより当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項及び規則第8条に基づき、接種区域を設定することができる。

(イ) 県知事は、(ア)により接種区域を設定するに当たっては、当該県の区域内におけるアの(ア)及び(イ)の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象にすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種区域と非接種区域の接触面が最小なるよう設定しなければならない。

オ 県知事による法第50条の許可

県知事は、接種命令を行う場合には、法第50条に基づき、CSFワクチンの使用の許可を行う。

(3) ワクチン接種推奨地域の見直し及び県による設定の見直し

ア ワクチン接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内におけるCSFの発生状況やCSF感染いのししの確認状況等に応じ、小委の委員等の意見を踏まえ、随時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直す。

イ 県による設定の見直し

県は、アのワクチン接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には(2)のイに基づき農林水産省の確認を受け



るものとする。

県による設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、県の一部に限られた場合又は県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。**国留意事項 11**

#### (4) 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に1回、その後は1年に1回追加接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。

また、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触をさせ、次のワクチン接種の際に、必ず接種する。**国留意事項 13**

##### ア ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

(ア)と畜場法に基づく厚生労働省の指導（「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和47年6月20日付け環乳第52号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）に基づき、ワクチン接種日から20日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等 **国留意事項 13**

##### (イ) 哺乳豚

イ 初回接種において接種除外の豚等が存在する農場の対応

初回接種において接種の対象外の豚等が存在する農場については、アの（ア）の豚等については出荷が終了するまでの間、アの（イ）の豚等についてはワクチンの接種が終了するまでの間、それぞれワクチン非接種農場で野生いのししの陽性事例が確認された場合と同様に、国の指針別紙3「豚熱対策における野生いのしし対策マニュアル」に基づく報告徴求等の措置を継続する。

#### **【留意事項】 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について **国留意事項12****

県は、ワクチン接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚が移動しないことを確認することとする。

##### 1 施設及び衛生管理の要件

県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立入り、また、書面及び画像等により状況を確認する。

##### (1) 主な施設の要件

- ア フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
- イ 豚を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
- ウ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整備されていること。
- エ 豚の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
- オ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。
- カ シャワー室が整備されていること。
- キ 豚の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。
- ク 糞尿処理施設（たい肥舎を含む。）が整備されていること。
- ケ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
- コ 導入豚の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
- サ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

## (2) 主な飼養衛生管理等の要件

- ア 試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚を飼養していないこと。
- イ 施設への入退場の手順、豚を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。
- ウ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。
- エ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
- オ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
- カ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が他の豚等を飼養する施設に立ち入っていないこと。
- キ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域内に直接侵入しないこと。
- ク 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
- ケ 豚に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。
- コ 豚の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚や野生動物と接触しないことが確認されていること。
- サ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
- シ ワクチン接種区域からの豚等の導入がされていないこと（ワクチン接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

## 2 定期的な検査の要件

- 飼養されている豚を定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

(1) 検査方法

3か月に1回、臨床検査、PCR検査及びエライザ検査を実施する。

(2) 検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。なお、30頭未満の飼養規模の施設の場合には、全頭を採血の対象とする。

3 確認事項

次のとおり、移動先の施設において厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する。

(1) 移動先の施設が、試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。

(2) 移動先の施設に豚を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。

(3) 移動先の施設で利用した豚は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。

(4) 焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚等の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

(5) 接種区域における遵守事項

ア 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、家保に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度、家保に届出を行う。

イ ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し、短時間に迅速かつ確実に接種するとともに、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、農場から他の農場やと畜場へ移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。 **国留意事項 15 の(1)**

更に、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。 **国留意事項 15 の(2)**

ウ ワクチン等の管理 **国留意事項 16**

県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録を行う。また、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンのビン等は接種後全て回収し、家保に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。

開封済みワクチン等にあつては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。

エ 豚等の管理

接種農場は、アの届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及びCSFワクチンの接種歴を記録する。また、非接種農場の豚を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

**国留意事項 17**

## オ 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等によるCSFウイルスの拡散のおそれがないことから、次に掲げるものの移動の管理を、オに定めるところにより実施する。

- (ア) 生きた豚等
- (イ) 当該農場で採取された精液及び受精卵（ワクチン接種前に採取され区分管理されていたものを除く。）
- (ウ) 豚等の死体
- (エ) 豚等の排せつ物等
- (オ) 敷料
- (カ) 飼料, 家畜飼養器具

## カ 移動の管理の方法

- (ア) 生きた豚等（と畜場出荷を除く。）、精液, 受精卵, 豚等の死体, 豚等の排せつ物等, 敷料, 飼料, 家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

なお、接種区域内において、他の農場への飼養豚を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。 **国留意事項 18**

- (イ) 焼却, 埋却, 化製処理, 堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体, 豚等の排せつ物, 敷料, 飼料, 家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
  - a 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと
  - b 接種区域外の焼却施設その他移動先の施設において、CSFウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
  - c 当該移動に当たって、車両消毒, 移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等CSFウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、県により確認されていること

### **【留意事項】接種区域外への豚の死体, 豚等の排せつ物等, 敷料, 飼料, 家畜飼養器具等の移動 **国留意事項 19****

- 1 接種区域外への焼却, 埋却, 化製処理, 堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体, 豚等の排せつ物等, 敷料, 飼料, 家畜飼養器具等の接種区域外への焼却施設その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。
  - (1) 豚等の死体, 豚等の排せつ物等, 敷料, 飼料, 家畜飼養器具等の焼却, 埋却, 化製処理又は消毒のための移動
    - ア 豚等の死体については、CSFの疑いがないものに限り移動を可能とし、CSFを疑う症状を示した豚を確認した場合には、速やかに県に連絡する。
    - イ 移動前に、当該農場の豚等に異状がないか確認する。

- ウ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
  - エ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - オ 接種区域外の通行は、原則として、他の農場付近の通行を避ける。
  - カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - キ マニフェストについて、確実に保管する。
- (2) 接種区域外の焼却施設その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。
- ア 運搬車両による処理対象物品の搬入の動線と、焼却等処理後の製品の搬出の動線が交差しないように設定することとし、これが困難な場合には、搬出車両の消毒の徹底を行うこととする。
  - イ 処理対象物品の置場を焼却等処理後の製品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- 2 なお、堆肥の完熟処理等により 60℃、30 分以上の加熱処理等が行われた排せつ物は、当該農場における交差汚染防止措置の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

- (ウ) 生きた豚のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。
  - (エ) 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止の実施の確認を要請する。
- (6) 接種農場の監視 **国指針第3の6**
- ア 接種農場のワクチン接種の免疫付与状況等の確認 **国留意事項 20**  
 県は、ワクチンの免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施する。
  - (ア) 接種農場の検査の実施及び実施体制 **国留意事項 20 の 1**  
 県は、ワクチン接種後 4 週間以上経過した個体を対象に、原則として、初回接種後概ね 4 週間以上を経過した後、その後は 6 か月毎に抗体検査（エライザ検査）を実施する。  
 また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において飼養豚に CSF を疑う異状が確認された場合は、遺伝子検査（PCR 検査）を実施する。
  - (イ) 検体数等  
 家畜防疫員は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、少なくとも 30 頭（原則として、各豚舎から 5 頭以上。）を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。30 頭未満の飼育規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。
  - (ウ) 免疫付与状況確認検査結果の取扱い  
 過去の免疫付与状況調査の結果等を考慮し、免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。
    - ① (ア) の検査において、農場の抗体陽性率が 80% 以上である場合は、群と

して十分に免疫付与されていると判断する。ただし、この際、抗体陽性率が80%に満たない豚舎又は接種群（以下「豚舎群」という。）が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、原則として当該豚舎群全頭にワクチンの追加接種を行う。

- ② (ア)の検査において、農場の抗体陽性率が80%に満たない場合は、動物衛生課と協議の上、飼養豚等全頭の追加接種を行う又は詳細な免疫付与状況確認検査により抗体保有率が低い群を特定し、追加接種を行う。
- ③ ①及び②に示す追加接種を行う場合、肥育豚にあっては、と畜場への出荷時期を踏まえて追加接種を行う。

(エ) 報告

県畜産課は、(ア)の検査を実施した場合は検査結果について、別記様式2〔様式・資料編 p23〕により動物衛生課に報告する。

イ 接種農場における豚等の移動に当たっての確認 **国指針第3の6の(2)**

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに家保に連絡を行い、必要な検査を受ける。

(ア) 接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者（管理者を含む。）による臨床症状の確認を行い、飼養豚にCSFを疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに家保に連絡を行う。連絡を受けた家保は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行うとともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。

- a 血液検査（白血球数測定）
- b 遺伝子検査（PCR検査）

(イ) 豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。

- a 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- b 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
- c 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。
- d 他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- e 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- f 移動経過を記録し、保管する。

(7) と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみを理由をもって、接種豚の搬入を拒んではならない。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

- ウ 定期的に清掃・消毒が行われていること。
- エ 車両の出入り時の消毒が徹底されていること。
- オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること。

**【留意事項】と畜場における交差汚染防止対策の実施** 国留意事項 22

国の指針第3-3の7により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施する。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図る。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも半年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも半年に1回は、県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。

さらに、出荷元となる接種農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

1 車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認する。

2 生体受け入れ施設の区別

生体受け入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施する。

3 定期的な清掃・消毒の実施

- (1) 原則として、ワクチン接種農場から搬入する車両が、ワクチン非接種農場から搬入する車両と動線が交差しないようにする。また、牛など他の家畜も含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないように、作業員の動線についても注意する。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、5に掲げる衛生管理マニュアルに記載する。

- (2) 接種豚を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒を行う又は可能な限り非接種農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒する。

4 車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入場するワクチン接種農場から搬入する車両はもとより、ワクチン非接種農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めたすべての車両について、入場時、交差汚染の可能性がある場所での作業終了後の車両の消毒を徹底する。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図る。

5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止が講じられているかについて、と畜場の管理者等が確認と記録を行う。

#### 6 その他

- (1) 車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導する。
- (2) 接種区域からの豚の受け入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図る。

#### (8) 接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合におけるまん延防止措置については、第4から第8により実施することを基本とするが、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、第9の1による制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

なお、ワクチン接種地域において患畜又は疑似患畜が確認された場合は、制限区域は設定しないが、第9で設定する制限区域の範囲内にワクチン非接種地域が含まれた場合には、当該非接種地域に対して設定する。

#### (9) ワクチン接種の終了

県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのしし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなった場合は、ワクチン接種を終了するものとする。

#### (10) 接種実績の報告

県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第12条の2に基づき農林水産省に報告する。また、県畜産課は、以下の内容については、月毎にとりまとめ、別記様式3 [様式・資料編p24] により翌月5日までに動物衛生課宛て報告する。

なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

ア 県内のワクチンの数量（県による購入数量，使用数量，接種数量，廃棄量）

イ ワクチン接種農場の戸数



## 第4 異常豚の届出から病性鑑定までの措置

### 1 異常豚の早期発見

急速に拡大する本病の被害を最小限に食い止めるためには、疾病の早期発見が最も大切である。そのためには、豚等の所有者自身が本病の症状について熟知し、毎日の健康状態を観察し、早期に異常豚を発見することが極めて重要である。

#### (1) 豚等の所有者の対応 **国指針第4の2**

ア 豚等の所有者は、飼養する豚等に以下のCSFの主な症状（特定症状）を示すものがないか、注意深く観察する。

(ア) 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

(イ) 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等CSF又はASF以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではない。

a 摂氏40°C以上の発熱、元氣消失、食欲減退

b 便秘、下痢

c 結膜炎（目やに）

d 歩行困難、後軀麻痺、けいれん

e 削瘦、被毛粗剛、發育不良（いわゆる「ひね豚」）

f 流死産等の異常産の発生

g 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

(ウ) 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等CSF又はASF以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではない。

(エ) 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ $\mu$ l未満）又は好中球の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等CSF又はASF以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではない。

イ 異常豚を発見した場合、周囲の豚等にも同様な症状が出ていないか確認する。

ウ 日頃から本病の発生情報について把握しておく。

#### (2) 獣医師の対応

ア 診療の際は、本病を疑う疾病の発生がないか留意する。

イ 平素から本病発生の情報について把握し、豚等の所有者へ情報の提供ができるようにしておく。

### (3) 家保の対応

ア 家畜防疫員は、農場又は豚等の集合場所への立入の際には、本病の発生がないか常に留意し観察する。

イ 普段から豚等の所有者及び関係者が集合する際は、パンフレット等を使って本病に関する知識の普及・啓発に努める。

## 2 通報（届出）

異常豚を発見した豚等の所有者、獣医師、と畜検査員、市場関係者等は、直ちに家保に通報する。

#### 【家保連絡先】

家保名	電話番号
鹿児島中央家保	099-274-7555
〃 熊毛支所	0997-27-0036
〃 大島支所	0997-63-0045
〃 徳之島支所	0997-83-0074
南薩家保	0993-83-2156
北薩家保	0996-22-2184
始良家保	0995-62-3070
曾於家保	099-487-2351
肝属家保	0994-43-2515

各家保については、夜間・休日は自動転送により対応している。

### 3 通報を受けた家保等の措置

家保は、異常豚の通報があった場合、電話での聞き取りによりの確に症状を把握するとともに、原則として立入検査を実施する。その際は、県畜産課に連絡する。

#### (1) 家畜防疫員の対応

通報を受けた家畜防疫員は、次の対応を行う。

##### ア 通報者からの疾病状況の聞き取り

通報を受けた家畜防疫員は、「異常豚の届出を受けた際の報告」[別記様式4、様式・資料編p25]により症状及び疫学情報の電話聞き取りを行う。

##### イ 通報者等への指導

聞き取りにより、本病を疑う場合は、以下の措置について実施するよう指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

なお、豚等の死亡理由が、飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等のCSF以外の事情によるものであることが明らかかな場合であっても、一定期間（概ね一週間程度）は、死亡豚の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家保へ届け出るよう指導する。

**国留意事項 28**

#### (ア) 異常豚の所有者に対する指導事項 **国留意事項 27**

- a 本病が疑われることを説明する。
- b 全ての動物について、当該農場からの移動を自粛する。
- c 農場の出入口を原則1か所とし、消毒槽を設ける。
- d 農場及び防疫関係者以外の者の立ち入りをさせない。
- e 所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行う。
- f 農場外に物を搬出しない。
- g 異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜や人、物品と接触させない。
- h 当該農場の排水については、適切な消毒措置を行うまでは、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにする。

#### (イ) 異常豚を診察した獣医師に対する指導

- a 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまる。
- b (ア)のbからhまでのCSFの拡散防止に関する指導をする。
- c 当該農場を出る時は、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を十分に行う。
- d 農場を出たら、直ちに帰宅し、他の場所には立ち寄らない。
- e 帰宅後は、車両を十分洗浄するとともに、すぐに入浴し、衣服等を消毒する。
- f 患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らない。
- g 異常豚が本病と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らない。

#### (ウ) と畜場において異常豚が発見された場合の指導

- a 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止する。
  - b 必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に情報提供する。
  - c 畜産関係車両の入場を自粛する。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に入出入りさせない。
  - d 当日搬入されている豚等の出荷農場の特定を行う。
  - e 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下と畜場から届出があった場合において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行う。
  - f 従業員等及びbの情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らない。
  - g 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するように指導するとともに、（ア）のbからhまでの指導を行う。
  - h 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に入出入りしないよう指導する。また、運転手が所有する農場への立ち入りについても、可能な限り避けるよう指導する。
  - i 本病と判明した場合には、と畜場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らない。また、と畜場入場者が所有する農場への立ち入りについても、可能な限り避けるよう指導する。
- (エ) 家畜市場において異常豚が発見された場合の指導
- a 市場関係者は、豚等の移動を自粛する。
  - b 必要に応じて当該家畜市場に入出入りする関係者に情報提供する。
  - c 市場内の全ての豚等を速やかに豚房等に隔離する。
  - d 畜産関係車両の入場を自粛する。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に入出入りさせない。
  - e 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下fにおいて同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒を行う。
  - f 従業員等及びbの情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らない。
  - g 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するように指導するとともに、（ア）のbからhまでの助言及び指導を行う。
  - h 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に入出入りしないよう指導

する。また、運転手が所有する農場への立ち入りについても、可能な限り避けるよう指導する。

- i 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定する。
- j 本病と判明した場合には、市場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導する。また、市場入場者が所有する農場への立ち入りについても、可能な限り避けるよう指導する。

## (2) 家保の対応

ア 通報を受けた家畜防疫員は、聞き取った情報を家保所長に報告する。

イ 立入検査が必要と判断した場合は、家保所長は県畜産課に「異常豚の届出を受けた際の報告」[別記様式4、様式・資料編 p25]により報告するとともに、農場到着予定時間を告げる。

なお、報告に当たっては、確認がとれた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認がとれ次第報告する。

ウ 患畜等が確定した場合に備えて、全職員に連絡・召集を行い、迅速な防疫措置が行えるよう現地周辺の豚等の飼養状況等の確認など、以下の項目について準備を行う。

[「事前準備チェック表」様式・資料編 p26~27] **国指針第4の4**

- (ア) 制限予定区域の設定及び農場リストの作成
- (イ) 当該農場の畜舎等の配置図の作成
- (ウ) 消毒ポイント予定地の選定
- (エ) 埋却予定地の選定 [様式・資料編 p96~97]
- (オ) 集合基地及び仮設基地の選定
- (カ) 防疫措置従事者・資材の確保
- (キ) 防疫措置計画の策定
- (ク) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係機関への連絡

## (3) 県畜産課の対応

ア 報告を受けた県畜産課は、患畜等が確定した場合を想定し、緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、緊急連絡網の確認、防疫資材の調達計画等の点検を行う。

イ と畜場、家畜市場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣する。なお、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

## 4 農場への病性鑑定立入検査

通報を受けた家畜防疫員は、聞き取りにより本病を疑う場合は、直ちに立入検査を実施する。

### (1) 家畜防疫員の対応

ア 家畜防疫員は、病性鑑定用器材及び消毒器材 [様式・資料編 p98] を携行して農場に急行する。

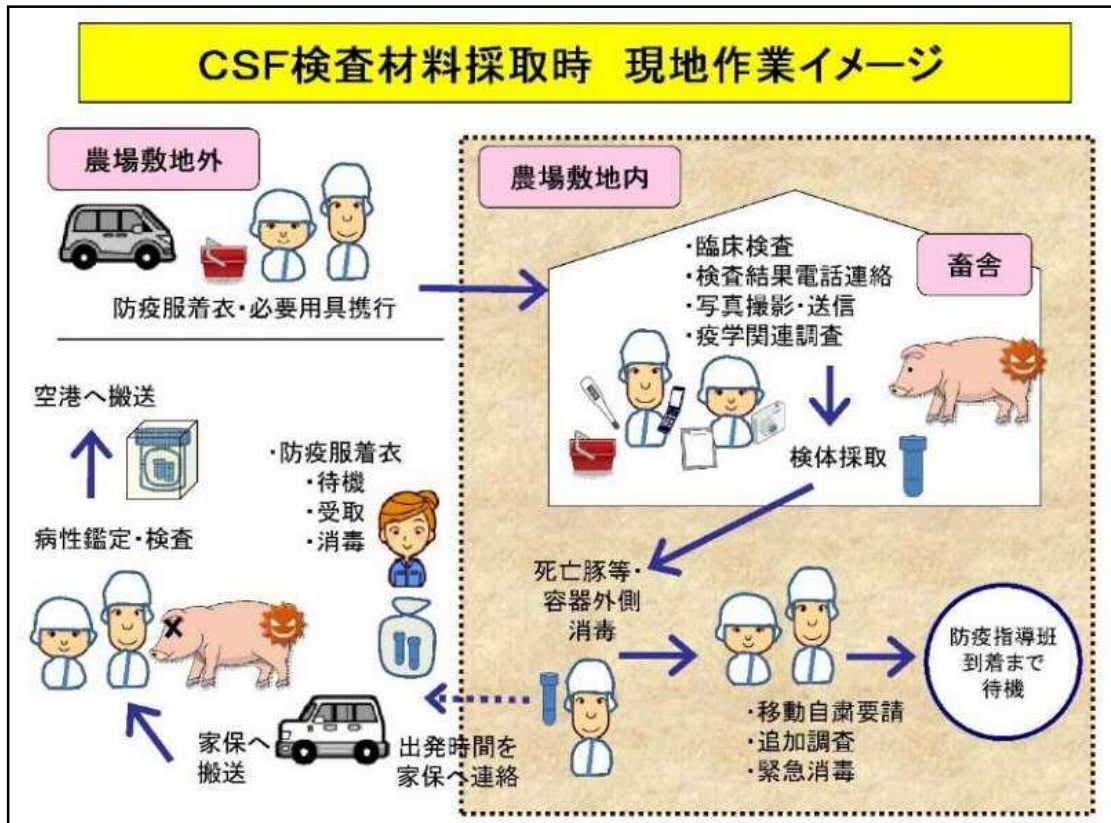
- イ 現地到着後、車両を農場の衛生管理区域外に置いて防疫服を着用し、施設内に入る。
- ウ 農場内へは家畜防疫員2名以上で立ち入る。
- エ 異常豚及び同居する豚等について臨床検査等を実施する。
  - (ア) 臨床症状（特定症状〔紫斑、摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎、歩行困難、後躯麻痺、けいれん、被毛粗剛、発育不良、流死産、皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便〕の有無）の確認
  - (イ) 体温測定
  - (ウ) 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の採血（血清及び抗凝固剤加血液）〔様式・資料編 p99〕
  - (エ) 特定症状が認められた場合、全ての異常豚（異常豚が多数の場合は、症状が明確な数頭）の写真をデジタルカメラ等で撮影する。
  - (オ) 農場、畜舎の外観、畜舎の内部の写真もデジタルカメラ等で撮影する。
- (2) 豚等の所有者の対応
  - ア 家畜防疫員が、速やかに臨床検査ができるように豚等の保定等に協力する。
  - イ 疫学等の聞き取り調査に対して、記録帳等の提出に協力する。
- (3) 獣医師の対応
  - ア 臨床検査や体温測定等の協力
  - イ 採血の協力

## 5 本病を否定できない場合

臨床検査等により、本病を否定できない場合は、次に掲げる対応を行う。

- (1) 家畜防疫員の対応
  - ア 本病を否定できないと判断する根拠を、家保に電話で連絡する。
  - イ デジタルカメラ等で撮影した特定症状については、速やかにメール等で家保へ送信する。
  - ウ 現地での検査及び調査の結果を家保に電話連絡し、連絡担当者は「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」〔別記様式5、様式・資料編 p32〕に記録する。
  - エ 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又はCSF若しくはASFの感染が疑われる豚等とともに家保に運搬する。 **国指針第4の3の(1)の①**
    - なお、抗原検査に供する採材については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家保で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。 **国留意事項29**
    - (ア) 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養されている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択する。
    - (イ) 病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布する。
    - (ウ) ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置く。
    - (エ) 採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付ける。

- (オ) 採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しない。
- (カ) 採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。



オ 法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- (ア) 生きた豚等
- (イ) 採取された精液及び受精卵
- (ウ) 豚等の死体
- (エ) 豚等の排せつ物等
- (オ) 敷料、飼料及び家畜飼養器具

**国指針第 4 の 3 の (1) の ③**

カ 当該農場への関係者以外の者の立ち入りを制限する。

キ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

ク 疫学調査を実施する。疫学調査は、当該農場の過去 28 日間における以下の項目について実施する。[「立入調査票」様式・資料編 p28～31]

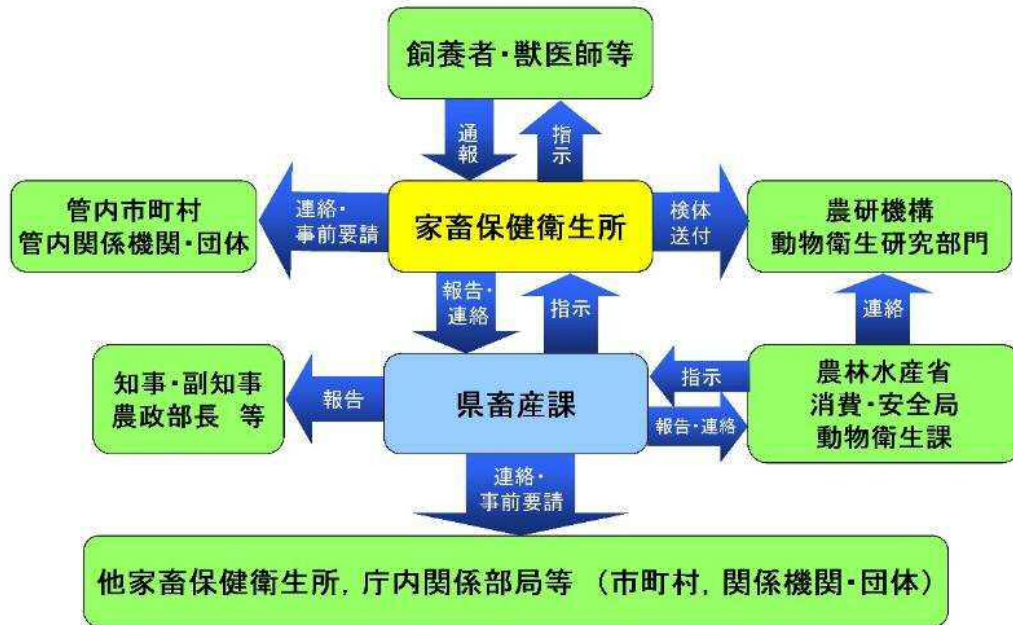
**国指針第 4 の 3 の (2)**

- (ア) 豚等の移動履歴
- (イ) 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲
- a 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、指導員等、複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
- b 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
- (ウ) 堆肥の出荷先

- (エ) 精液及び受精卵の出荷先・導入元
- (オ) 給与飼料の情報
- (2) 家保の対応（鹿児島中央家保病性鑑定課の対応を含む。）
  - ア 県畜産課へ検査及び調査の結果並びに判断の根拠を電話で連絡するとともに、「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」[別記様式5，様式・資料編p32]をファクシミリ等で送信する。
  - イ デジタルカメラ等で撮影した画像が送られてきた場合は，速やかにメールで県畜産課へ送信する。また，追加で聞き取りを行った情報等がある場合についても同様とする。
  - ウ 農場から搬入された豚等の死体等について，病性鑑定を行い，検査に必要な検体（扁桃，腎臓及び脾臓を必ず含める）を採材する[様式・資料編p99]。
  - エ CSFウイルスへの感染の有無について，次の検査を行う。
    - (ア) 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）
    - (イ) 抗原検査（ウイルス分離検査，PCR検査及び蛍光抗体法）
    - (ウ) 血清抗体検査（エライザ法）
    - (エ) 血清抗体検査（中和試験。ただし，（ウ）で陽性であった場合に限る。）
  - オ 剖検所見及びエの検査成績について，速やかに県畜産課に報告する。
- (3) 県畜産課の対応
  - ア 家畜防疫員による臨床検査の結果，特定症状[本編p28]を確認した場合には，異常豚の写真，症状，同居豚の状況等に関する情報について，「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」[別記様式5，様式・資料編p32]により直ちに動物衛生課に報告する。なお，確認に時間を要する事項がある場合には，確認がとれ次第追加で報告することとする。
  - イ 家保で実施した血液検査成績及び豚等の死体等の剖検所見等を確認し，動物衛生課とあらかじめ協議した上で，当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に搬入する体制を整える。
  - ウ (2)のエの(イ)又は(ウ)の検査で陽性となった場合には，分離されたウイルス，遺伝子増幅産物，血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。  
動物衛生研究部門に検体を送付する際には，規則第56条の25の規定に基づき，病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し，必ず病性鑑定依頼書[別記様式6，様式・資料編p33]を添付する。
  - エ 発症豚等が複数である場合（発症後数日が経過し，群内に感染の広がりがある場合など），本病である可能性が極めて高いと判断される場合は，動物衛生課と協議した上で，関係振興局・支庁，関係市町村，九州・沖縄・山口の8県へ通報する。
    - \* 混乱を避けるために，関係市町村，九州・沖縄・山口の8県には，この時点での情報の取扱いについては慎重を期すよう依頼する。
  - オ (1)のウの疫学情報を「異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告」[別記様式5，様式・資料編p22]により動物衛生課に報告する。また，現地周辺の家畜飼養状況等の関連情報を整理するとともに当該農場の関連場所，施設等の調査を開始し，状況に応じて発生状況確認検査（第12の2の(1)）の準備をする。



## 疑い事例等の関係機関への連絡体制



## 6 陽性判定時に備えた準備 国留意事項31

陽性判定時に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、テントの設営場所、資材置場として活用可能な場所等を整理する。

県畜産課は、陽性判定時に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課にファックス又は電子メールにより報告する。特に、他機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告する。

### (1) 防疫指導班の派遣と現地調査

防疫措置に係る事前準備を迅速に行うため、各自が共通認識のもと、それぞれの分担を的確に遂行する必要がある。そこで、各所属の担当による防疫指導班を編成し、現地調査を実施することで防疫措置に必要な情報を把握する。

#### ア 防疫指導班の構成員

構成員は下記のとおりとする。

家畜防疫員	1 名 (必要に応じて)
地域振興局畜産担当	1 名
市町村担当	1 名
建設業協会	1 名 (※ 必要に応じて加えるものとする)

## イ 調査事項

発生現地に出向き、「事前準備チェック表」[様式・資料編 p26～27] を使用して防疫措置に必要な事項の確認を行うとともに、各構成員は連携し調査を行う。現地での調査は、先に立入検査を行っている家畜防疫員と協議の上、「CSF初動防疫事前調査票」[様式・資料編 p34～35] を作成する。作成した調査票は、写真撮影するなどして携帯電話等を活用し、家保及び県畜産課に報告する。また、先に立入検査を行っている家畜防疫員は、農場概要図等を作成し、写真撮影後、携帯電話やメール等を活用して家保及び県畜産課へ報告する。

### (ア) 発生農場内に関する事前準備項目

#### a 防疫措置に必要な資材の数量と搬入場所

- ・ 殺処分に必要な資材
- ・ 清掃に必要な資材
- ・ 消毒に必要な資材
- ・ 防疫フェンスの必要の有無と規模
- ・ 仮設トイレ
- ・ 水源及び電源等の確保
- ・ これらの搬入場所

※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

#### b 防疫措置に従事する必要人員数

#### c 埋却に関する事項

- ・ 農場内の確保状況
- ・ 確保場所の規模（面積）
- ・ 確保した規模に対する必要な資材（重機も含む）
- ・ 埋却地の消毒に必要な資材

※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

### (イ) 発生農場周辺に関する事前準備項目

#### a 通行制限・遮断ポイントの確認

- ・ ポイントの場所と設置数
- ・ ポイント設置に必要な資材
- ・ ポイントの運営に必要な人員

※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

#### b 仮設基地の設置に関すること

- ・ 設置場所と規模（面積）
- ・ 設置に必要な資材
- ・ 休憩に必要な資材（椅子、暖房機器、照明、給水等）
- ・ 仮設トイレの設置場所（最初で設置すると移動できないため。）
- ・ 救護場所の検討

※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

### (2) 防疫措置計画の策定

患畜及び疑似患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、発生農場等における防疫措置の開始から完了までの作業工程を整理し、工程表を作成する。

ア 以下の初動防疫に関する手法等を策定する。

- (ア) 殺処分方法（薬液、電殺器、炭酸ガス等）
- (イ) 搬出・運搬方法（畜舎から埋却地までの動線、使用機材・重機等）
- (ウ) 清掃・消毒方法（使用薬液、散布方法等）
- (エ) 埋却方法（シート使用、ガス対策等）
- (オ) 汚染物品処理方法

イ 役割分担

- (ア) 家保及び県畜産課  
現地の情報を取りまとめ防疫措置計画を策定する。

### (3) 埋却予定地の選定

埋却地はまん延防止のため、原則として、発生農場の敷地内又は隣接地等とする。やむを得ない事情により、これらの埋却地を確保できない場合には、あらかじめ確保してある公有地の利用等を検討する。

ア 埋却地の条件

- (ア) 人家、水源、河川及び道路に近接しない場所で、日常、人及び家畜が接近しない場所であること。
- (イ) 洪水や崩落等の可能性がない場所であること。
- (ウ) 最低4m程度の掘削が可能であること。
- (エ) 埋却後3年以上、発掘等を実施する予定がない場所であること。
- (オ) 機械（特に重機）、資材の搬入が容易であること。

イ 役割分担

- (ア) 豚等の所有者  
農場の敷地内又は隣接地等に埋却予定地を確保する。
- (イ) 家保、地域振興局・支庁及び市町村
  - a 家保は、県畜産課、地域振興局・支庁、市町村及び豚等の所有者と連携・協議して適切な埋却候補地を選定する。
  - b 適切な候補地がある場合は、関係機関職員（地域振興局・支庁、市町村）等で現地確認を行い、その結果を県畜産課に報告する。
- (ウ) 県畜産課  
県畜産課は、家保、地域振興局・支庁及び市町村と連携し、必要な対策を実施する。

### (4) 集合基地及び仮設基地の選定

防疫措置を円滑に実施し、本病のまん延を防止するために集合基地及び仮設基地の設置が必要であることから、次のとおり選定する。

なお、仮設基地の設置に当たっては、防疫指導班の現地調査の情報を元に関係者で設置場所について検討する。

ア 集合基地

集合基地とは、防疫措置従事者が集合し、作業の説明、防疫服への着替え、資材の配付、シャワー施設として利用する場所である。従って、設置条件としては、発生地（農場等）に近く、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）とする。

## イ 仮設基地

仮設基地とは、防疫資材の補給、作業後の脱衣等の場所である。したがって、設置条件としては、発生地（農場等）の隣接地で、コンテナやテント等を設置できる場所とする。やむを得ない事情により、発生地の隣接地に確保できない場合には可能な限り近くに確保する。

## ウ 役割分担

### （ア）市町村

市町村は、家保と連携・協議し、集合基地及び仮設基地を選定、確保する。

### （イ）家保

市町村に協力し、必要な対策を実施する。

### （ウ）地域振興局・支庁

市町村、家保とともに集合基地及び仮設基地の選定、確保等について連携・協議する。

## （5）防疫措置従事者及び資材確保の準備

各防疫措置をそれぞれ実施する際に必要と考えられる防疫措置従事者及び資材・機材の確保に備える。

### ア 防疫措置従事者

（ア）次の作業に必要な人員数を算出する。

- a 豚等の殺処分
- b 死体等の埋却
- c 消毒ポイントの設置
- d 発生状況確認検査（立入検査）

（イ）上記（ア）の各作業に必要な人員数は、所属先、その他必要事項を整理してリストを作成する。

（ウ）防疫措置従事者の選定に際しては、事前に豚等の飼養の有無を確認しておく。

### イ 資材・機材

（ア）以下の作業に必要な資材・機材をリストアップし、数量、手配先、その他必要事項を整理してリストを作成する。[様式・資料編 p104～111]

- a 豚等の殺処分
- b 死体等の埋却
- c 消毒ポイントの設置
- d 発生状況確認検査（立入検査、採血、臨床検査）

※ 重機については、県建設業協会と協議する。

## ウ 役割分担

### （ア）家畜防疫員

農場に立ち入りした防疫指導班の家畜防疫員は、家保に調査した農場の状況等を報告する。

### （イ）家保

家保は、（ア）の情報から、必要とする防疫措置従事者及び資材を算定し、リストを作成する。それに基づき、県畜産課、地域振興局・支庁、市町村その他関係機関と連携・協議して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。また、県内の各家保の

資材保有状況を確認する。

(ウ) 県畜産課

県畜産課は、家保その他関係機関と連携・協議して防疫措置従事者及び資材・機材の確保に備える。国及び他都道府県からの防疫措置従事者の派遣が必要である場合には、その算定を行い、国等へ派遣を要請する。

(エ) 地域振興局・支庁及び市町村

地域振興局・支庁及び市町村は、家保その他関係機関と連携、協議して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。地域振興局・支庁は、特に、消毒ポイント設置の際は、消毒作業人員の派遣とその調整を行い、消毒ポイントの管理・運営を行う。

(オ) 農業協同組合、農業共済組合及び獣医師等

現地家保、地域振興局・支庁及び市町村と協力して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。

(6) 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

発生農場、埋却地、集合基地、仮設基地、消毒ポイント等の防疫措置に関連する施設並びに作業場所の周辺に居住する住民に対しては、法に基づく防疫措置を行う旨を説明する。

ア 役割分担

(ア) 市町村

家保、地域振興局・支庁と連携し、発生農場等周辺住民に対し防疫措置に関する説明を行う。

(イ) 家保

家保は、特に法に基づく防疫措置であることを説明する。

(ウ) 地域振興局・支庁

市町村、家保と連携し、発生農場等周辺住民に対し防疫措置に関する説明を行う。

## 7 浸潤状況を確認するための調査でCSFウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応 国指針第4の6

県は、第3の1の(1)から(4)までの調査等の結果、CSFウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

### (1) 第3の1の(1)の臨床検査で異状が確認された場合

5から6までの措置を講ずる。

### (2) 第3の1の(2)の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合

#### ア エライザ法により陽性が確認された場合

引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査(体温測定を含む。イ及び(3)において同じ。)及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、5の(1)の力及びキの措置を行うことを指示するとともに、同(1)のオの措置を実施し又は当該農場のオに掲げるものの移動自粛を要請し、陽性判定時に備えた準備を進める。さらに、5の(2)のエの(ア)及び(イ)の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の(3)のイ及びウの手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

#### イ 中和試験により陽性が確認された場合

5の(3)のイ及びウの手続により、当該中和試験で用いた血清を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して5の(1)のオ、力及びキの措置を行うことを指示し、6の準備を進める。さらに、5の(2)のエの(ア)及び(イ)の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の(3)のイ及びウの手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

### (3) 第3の1の(3)の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して5の(1)のオ、力及びキの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、5の(2)のエの検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、5の(3)のイ及びウの手続により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、6の準備も同時に進める。

また、第3の1の(3)の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)のア又はイの措置を実施する。

### (4) 第3の1の(4)の野生いのししの調査で陽性が確認された場合

国留意事項34

県は、動物衛生課と協議の上、次の措置を速やかに実施する。

ア 当該野生いのししを確保した地点の消毒の徹底及び必要に応じた通行の制限・遮断

イ 当該地点から半径10km以内の区域(以下「周辺区域」という。)に所在する豚等の飼養場所への立ち入り及び飼養されている豚等の異状の有無の確認(必要に応じた病

性鑑定)

ウ 1の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域で飼養されている豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴求及び感染の拡大状況等を踏まえた移動制限

エ 野生いのししと豚等の接触が想定される周辺区域における接触防止のための畜舎出入口の野生動物侵入防止柵の設置、豚等の飼養場所における飼料等について、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること等の当該区域で豚等を飼養する者に対する指導

オ 1の消毒終了後少なくとも28日間、当該野生いのししを確保した地点の周辺区域及び県内の養豚場周辺において、ウイルスの浸潤状況調査を実施

カ 野生生物担当部局に対し、1の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域における野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力要請を依頼

ただし、感染の拡大状況によっては、各種措置の実施期間の「少なくとも28日間」については「当面継続」とする。

また、5の（3）のイ及びウに準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

陽性が確認された地点の周辺の都道府県においても、野生いのししの生息状況や行動圏等を考慮し、捕獲された野生いのししについて、可能な限り本病の浸潤状況を調査する。

## 8 病性鑑定材料の送付

動物衛生研究部門へ事前連絡の上、鹿児島中央家保で分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を、空輸にて、冷蔵（4℃）で搬送する。送付の際は、必ず「病性鑑定依頼書」[別記様式6、様式・資料編p33]を添付する。

### （1）鹿児島中央家保の対応

分離されたウイルス等について、規則第56条の25の規定に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に規定の輸送容器に検体を入れて空港へ搬送する[様式・資料編p100～101]。検体の空港への到着時間と搭載可能な便を確認するとともに、県畜産課へ報告する。

### （2）県畜産課の対応

ア 搭載便を決定する。

イ 検体を空港から搬送する職員を手配するか、県東京事務所職員に受け取り並びに動物衛生研究部門への搬入を依頼する。

ウ 到着予定時間を動物衛生課、動物衛生研究部門に報告する。

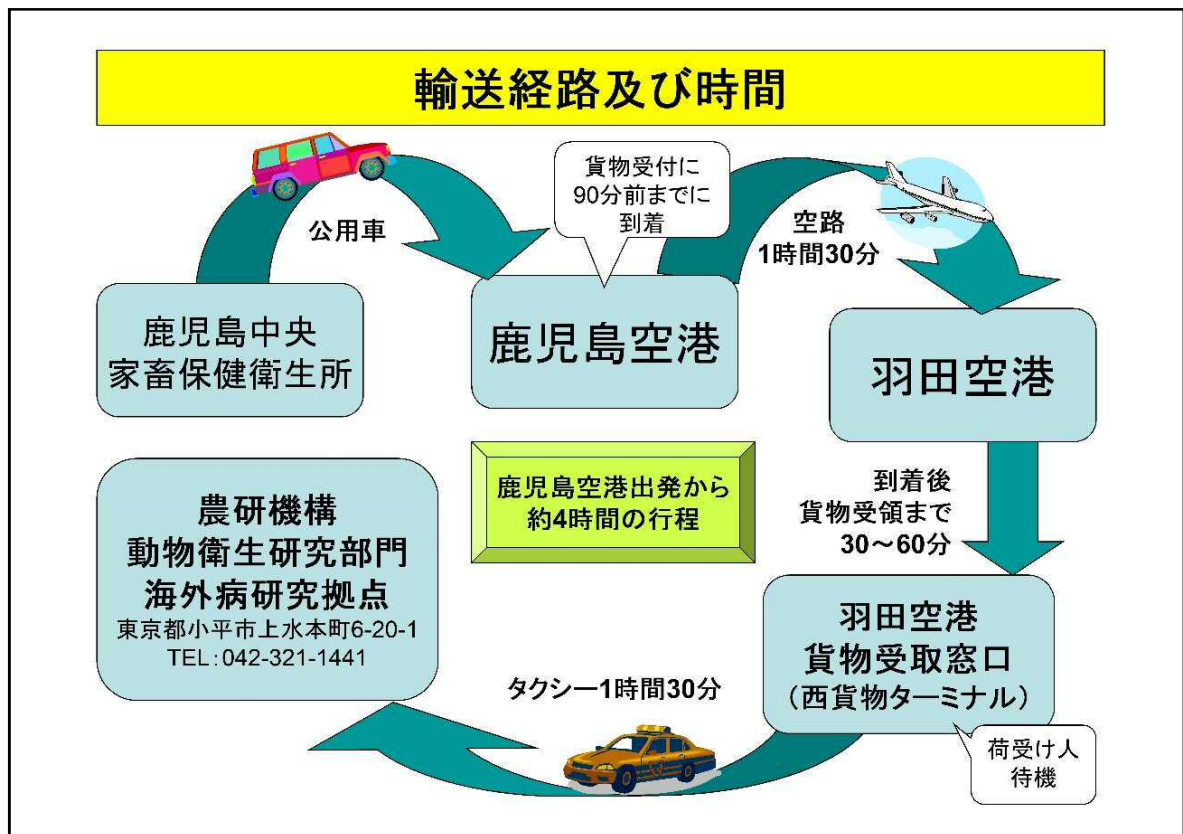
## CSF 検査材料の空輸措置

所内での書類作成等	空港での手続き
<p><b>事務書類作成</b> 病性鑑定依頼書 (別記様式 6, 様式編p33)</p> <hr/> <p><b>異常豚の病変部等の画像を畜産課へ送信</b></p> <hr/> <p><b>危険物貨物の申告書作成</b> JAL: 輸送申告書兼チェックリスト ANA: 危険物貨物申告書兼受託チェックリスト</p> <hr/> <p><b>検体輸送容器等の準備</b> ①保冷剤 ②輸送容器に輸送容器記載事項貼付 ③検体輸送箱へ危険物シール貼付 ④輸送箱の上部に必要事項記載</p>	<p><b>空港貨物部への事前連絡</b> ①空輸する品名 (危険物 (CSF 関連) である旨) ②搭乗便名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 JAL貨物部 : 0995-58-4960 ANA貨物部 : 0995-53-9150</p> <hr/> <p><b>空輸手続き</b> ①出発時刻90分前に貨物部にて手続き ②危険物貨物の申告書提出 ③貨物運送状番号を記入し, 畜産課へ連絡 ④身分証明書, 印鑑, 免許証, 現金持参 (身分確認, 書類訂正に必要) ⑤空輸料金の前払い ⑥領収書の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県職員搬送の場合: 搭乗券, タクシー代の持参 搭乗手続き</li> <li>・ 羽田にて受取の場合: 荷受け人への連絡</li> </ul>

### (3) 輸送経路及び時間

輸送については, 下記の経路で搬入することとする。

鹿児島空港出発から動物衛生研究部門への所要時間は約 4 時間。





## 9 緊急防疫措置（農場における措置）

病性が決定するまでの間、まん延防止対策として、次の緊急防疫措置等を実施する。

### （1）家畜防疫員の対応

ア 家畜防疫員は、当該農場の出入り口並びに当該農場で使用している衣類・飼養器具・機材等、農場内等の緊急消毒を実施する。

イ 当該農場への関係者以外の者の立ち入りを制限する。

### （2）家保の対応

ア 家保は、病性決定までの間、豚等の所有者に対して次に掲げるものの移動を制限する。

（ア）生きた豚等

（イ）採取された精液及び受精卵

（ウ）豚等の死体

（エ）豚等の排せつ物等

（オ）敷料、飼料及び家畜飼養器具

## 10 その他

- （1）県畜産課は、2の異常豚の届出を受けた場合、第3の1の（1）の臨床検査で異常豚を確認した場合、又は第3の1の（3）の病性鑑定においてCSFを否定できない所見が確認された場合等には、同様の症状を示すASFの検査を行うため、動物衛生課と協議の上、CSFの検査結果を待たず、直ちにASFの診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、腎臓及び脾臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、ASFでないと判定されるまで、5の（1）のオからキまでの措置を継続する。また、県畜産課は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、県は、必要に応じ、5の（2）のエの（イ）のウイルス分離検査（7の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

- （2）4から6までの措置は、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査時に異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、県畜産課は、と畜場、家畜市場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、4及び9に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が県外の農場から出荷された豚等であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。また、逆に他の都道府県から本県に同様の連絡があった場合には、直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、4及び9に準じた措置を講ずる。

**【留意事項】ASFの診断のための動物衛生課との協議** **国留意事項35**

ASFの診断のための検体を送付する場合は、以下の点について確認した上で、動物衛生課と協議する。ただし、本病はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議に当たっては、動物衛生課が下記1及び2以外の疫学情報を確認する場合がある。

- 1 家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聞き取りにより、豚等に発熱、元気消失、食欲不振等が見られ、これが豚等の群内で広がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。
- 2 家畜防疫員が解剖検査で、ASFの特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血が認められるかどうか。
- 3 血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

**【留意事項】ASFの診断のための検体の保存方法と輸送方法** **国留意事項36**

ASFの診断のための検体の保存方法と輸送方法については、規則第56条の25の規定に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬する。その際、病性鑑定依頼書〔国の指針別記様式6、様式・資料編p33〕を必ず添付する。

- 1 臓器材料が得られる場合の保存方法
  - (1) 材料：扁桃、脾臓、腎臓
  - (2) 材料の保存：スクリュウキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。
- 2 血液が得られる場合の保存方法
  - (1) 材料：血清、抗凝固剤加血液
  - (2) 材料の保存：材料血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。
- 3 検体の輸送方法  
動物衛生研究部門への送付に当たっては、事前に連絡の上、最も早く確実な運搬方法により、冷蔵で直接持ち込む。また、検体には必ず病性鑑定依頼書を添付する。

## 第5 病性等の判定

### 1 病性の判定方法

農林水産省は、次の（１）及び（２）により、病性を判定する。

#### （１）異常豚の通報があった場合

第４の４の臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の（２）のエの検査の結果並びに動物衛生研究部門が行う遺伝子解析をはじめとした検査（以下「遺伝子解析等検査」という。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、

ア イ以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに２の判定に移行する。

イ 第９の１の（１）の移動制限区域内でCSFが続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに２の判定に移行する。

#### （２）浸潤状況を確認するための調査で陽性が確認された場合

ア 第３の１の（１）の臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査（特に体温測定）、第４の７の（１）により行う第４の５の（２）のエの検査及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、（１）のアの手續に従う。

イ 第３の１の（２）の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、第４の７の（２）のア又はイにより行う臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の（２）のエの（ア）及び（イ）の検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、（１）のアの手續に従う。

ウ 第３の１の（３）の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、

（ア）当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、当該抗原検査の結果、第４の７の（３）により行う臨床検査（特に体温測定）及び５の（２）のエの検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、（１）のアの手續に従う。

（イ）当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、イの手續に従う。

## 2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県畜産課に通知される。

なお、第4の5の(2)のエに掲げる抗原検査を実施した豚が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚は患畜又は疑似患畜と判定しない。**国留意事項38**

### (1) 患畜

ア ウイルス分離検査により、CSFウイルスが分離された豚等

イ 遺伝子検査（PCR検査及び遺伝子解析）によりCSFウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

ウ 第9の1の(1)の移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法によりCSFウイルス抗原が検出された豚等

エ 第9の1の(1)の移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）に同居する豚等であつて、このうち、特定症状が確認され、PCR検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

オ 初発農場（第9の1の(1)の移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする第9の1の(1)の移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る第12の1の疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における(2)のアの疑似患畜

### (2) 疑似患畜

ア 初発農場において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又はPCR検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等

イ 患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等

ウ 発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

エ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあつては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までに患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

なお、病性等判定日を起算点とする日数の数え方については、病性等判定日当日は

不算入とする。以下、同様。 **国留意事項37**

オ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等

カ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等